

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の  
施行状況について

- |   |                                     |     |
|---|-------------------------------------|-----|
| 1 | 婦人保護事業の概要                           | P 1 |
| 2 | 婦人相談所の概要                            | P 3 |
| 3 | 婦人相談所において一時保護された女性の人数               | P 4 |
| 4 | 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への<br>対策の推進 | P 5 |

平成16年7月14日  
厚生労働省  
雇用均等・児童家庭局

## 婦人保護事業の概要

婦人保護事業とは、売春防止法（昭和31年制定）に基づき、性行または環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落未然防止と保護更生を図ることを目的として社会環境の浄化等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子の早期発見に努め、必要な相談等を行ってきたところである。

事業の実施は、都道府県本庁、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設（下記参照）が主体となって行っている。

なお、近年相談件数が増加している配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも売春防止法に基づき取組を行ってきたところであるが、平成14年4月『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』（以下「DV法」とする）の施行により、同法に基づく業務として位置づけられたところである。

### 1. 婦人相談所（47か所）

#### ○ 業務内容

売春防止法第34条に基づき、都道府県に設置されている。

- ① 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応じること。
- ② 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに附随して必要な指導を行うこと。
- ③ 要保護女子の一時保護を行うこと。

※ DV法により、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることとなった。

#### ○ 一時保護

一時保護所は要保護女子を一時保護する施設で婦人相談所に設けなければならない。

DV法により、婦人相談所は、被害者及びその同伴する家族の一時保護を自ら行い又は厚生労働大臣が定める基準をみたすものに委託して行うこととなった。

### 2. 婦人相談員

#### ○ 業務内容

売春防止法第35条に基づき、都道府県知事及び市長が委嘱（市は任意）し、婦人相談所、福祉事務所等に設置され、主に次の業務を行う。

- ①要保護女子の早期発見
- ②相談
- ③調査
- ④指導

※ DV法により、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことが出来る  
ことが明確化された。

### 3. 婦人保護施設（51か所）

#### ○ 業務内容

売春防止法第38条に基づき設置される要保護女子を収容保護する施設で、  
都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができる。

※ DV法により、被害者の保護を行うことが出来ることが明確化された。

## 婦人相談所の概要

### 1 目的及び対象（売春防止法 34条）

婦人相談所は、婦人保護事業実施の中核機関として各都道府県に設置（47か所）され、次の業務を実施。

- ① 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応じること。
- ② 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、これらに付随して行う必要な指導を行うこと。
- ③ 要保護女子の一時保護を行うこと。

なお、平成14年4月からは、配偶者暴力防止法第3条に規定される、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。

(参考) 婦人相談所が受け付けた相談別状況

		総数	来所による相談			巡回相談、出張相談による相談	電話相談	その他(手紙等)
			電話・巡回相談等の来所指示による	外国人からの相談				
実人員	14	(100%) 118,034	(16.6%) 19,593	2,082	574	(0.6%) 711	(82.1%) 96,931	(0.7%) 799
	13	(100%) 104,392	(16.2%) 16,864	2,170	340	(0.7%) 782	(82.5%) 86,144	(0.6%) 602
延べ件数	14	(100%) 177,645	(35.4%) 62,829	9,424	1,397	(0.6%) 1,150	(61.7%) 109,629	(2.3%) 4,037
	13	(100%) 156,733	(36.2%) 56,679	12,587	1,539	(0.6%) 1,023	(61.5%) 96,316	(1.7%) 2,715

### 2 婦人相談所における来所による相談主訴別の状況（平成14年度）

	総数	夫等の暴力	離婚問題 家庭不和	帰住先なし、 住居問題	経済関係	医療関係	子どもの問題	親族間の問題	売春、 不純異性交遊	その他
14'	(100%) 19,593	(41.9%) 8,205	(14.5%) 2,844	(10.3%) 2,023	(5.0%) 983	(5.8%) 1,127	(5.0%) 987	(4.3%) 846	(0.7%) 130	(12.5%) 2,448
13'	(100%) 16,864	(33.5%) 5,647	(15.6%) 2,633	(11.1%) 1,869	(6.9%) 1,160	(6.5%) 1,101	(5.2%) 879	(5.1%) 864	(1.1%) 179	(15.0%) 2,532

(家庭福祉課調べ)

### 3 職員の配置基準等（婦人相談所に関する政令 第1条及び第2条）

- (1) 所長 事務吏員又は技術吏員であって婦人相談所の所長の職務を行うに必要な識見をもっているもののうちから任用しなければならない。
- (2) 職員 判定をつかさどる職員、相談及び調査をつかさどる職員並びに婦人相談所のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。

(参考) 職員配置状況（平成14年度）

所長	判定員	相談指導員	婦人相談員	医師	事務職員	その他	計
47	83	116	206	62	105	166	785人

※ 4月1日現在

## 婦人相談所において一時保護された女性の人数

	一時保護人数		
	要保護女子（同伴家族）	うち夫等の暴力を理由とするもの	
平成12年度	3,907 (2,318)	1,873	48.0%
平成13年度	4,823 (3,085)	2,680	55.5%
平成14年度	6,261 (4,642)	3,974	63.4%

※ 一時保護委託を含む。

### （参考）一時保護の委託契約施設数

施設区分	総数	母子生活 支援施設	民間団体	婦人保護 施設	児童養護 施設	その他
か所数	168 (120)	72 (62)	50 (33)	19 (15)	11 (4)	16 (10)

（平成16年3月1日現在）

※（ ）内は平成15年3月1日現在の委託契約施設数

※ 平成14年度に一時保護委託制度創設

## 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイレンス)への対策の推進

平成15年度予算 平成16年度予算  
《1,402百万円 → 1,497百万円》

### 1 婦人相談所等における支援

- (1) 婦人相談所(一時保護所)への同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置(新規) 29百万円  
同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置し、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。
- (2) 休日・夜間電話相談事業の実施 37百万円  
婦人相談所に電話相談員を配置し、休日・夜間相談を実施する。
- (3) 関係機関とのネットワーク事業の実施 19百万円  
福祉事務所等関係機関との連絡会議やケース検討会議等を開催する。
- (4) 婦人相談所職員等への専門研修の実施 2百万円  
婦人相談所、婦人保護施設、福祉事務所等において被害者の相談等に従事する職員に対し、専門研修を行う。
- (5) 婦人相談所への保育備品の整備 4百万円  
同伴する乳幼児のための保育備品を整備し、相談環境を整える。
- (6) 婦人相談所(一時保護所)及び婦人保護施設への心理療法担当職員の配置 63百万円  
被害者の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置する。
- (7) 婦人相談所(一時保護所)及び婦人保護施設における夜間警備の実施 60百万円  
婦人相談所等の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全確保を図る。
- (8) 一時保護委託の実施 271百万円  
婦人相談所からの委託により、母子生活支援施設、民間シェルター、婦人保護施設等において一時保護を実施する。
- (9) 外国人婦女子緊急一時保護経費 3百万円  
通訳雇いあげに伴う費用、関係機関との連絡に必要な経費を補助し、婦人相談所において外国人婦女子を一時保護する体制の強化を図る。

### 2 母子生活支援施設等における支援

- (1) 母子生活支援施設への心理療法担当職員の配置 99百万円

被害者及び同伴児の心のケア対策として、心理療法担当職員を配置する。

- (2) **母子生活支援施設における夜間警備の実施** 63百万円  
配偶者から逃れて入所している母子の安全確保のため、夜間警備を実施する。
- (3) **母子生活支援施設における広域入所の促進** 22百万円  
他の都道府県等への広域入所が必要となる場合に、受け入れに必要な経費を支弁し、広域緊急入所の円滑な実施を図る。
- (4) **母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進** 832百万円  
母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の定着・推進を図るとともに、新たにブロック別にセミナーを実施する。

### 3 研究事業（厚生労働科学研究）

- (1) **家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究**  
研究者－石井朝子（東京都精神医学総合研究所）他
- (2) **母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査**  
研究者－金 吉晴（国立精神神経センター）他